

# 第5章 行動計画

<b>1. 基本的な考え方</b> .....	<b>108</b>
(1) 行動計画の施策体系 .....	108
(2) 重点プロジェクト .....	109
(3) 行動計画策定の視点 .....	110
<b>2. 行動計画</b> .....	<b>111</b>
行動指針1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます .....	111
目標1-1 【自然や生きものの豊かさを体感する】 .....	111
目標1-2 【地産地消・持続可能な消費】 .....	116
目標1-3 【里地里山里海の恵みの継承】 .....	120
行動指針2 生物多様性の保全と再生を図ります .....	122
目標2-1 【重要地域の保全・生態系ネットワークの形成】 .....	122
目標2-2 【絶滅危惧種の保護・回復】 .....	126
目標2-3 【ワンヘルスを踏まえた生態系管理】 .....	128
目標2-4 【開発事業における生物多様性への配慮】 .....	132
行動指針3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります .....	139
目標3-1 【持続可能な農林水産業を通じた生物多様性の向上】 .....	139
目標3-2 【事業活動における生物多様性への配慮】 .....	147
目標3-3 【自然環境や生態系を活用した解決策の取組】 .....	149
行動指針4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します .....	152
目標4-1 【多様な主体の参加と協働】 .....	152
目標4-2 【生物多様性情報の収集・整理・活用】 .....	156



左からアカネズミ、セボシタビラ、シマゲンゴロウ、ベニドウダン

## 1. 基本的な考え方

### (1) 行動計画の施策体系

第4章では、2050年の目指す社会の実現に向けて、4つの行動指針を設定し、2022（令和4）年度からの5年間の目標として、12の目標を示しました。本章では、4つの行動指針と12の目標のもとで取り組む生物多様性に関する個別の施策として148施策、また、この個別の施策のうち、目標の達成のために特に優先して実行すべき取組として15の重点プロジェクトを体系的に整理し、行動計画として示します。

また、生物多様性の保全のためには、行政だけでなく、県民や事業者の皆さんがこれまでのライフスタイルや事業活動のあり方を見直し、行動を変えていくことが必要です。このため、12の目標のもとで取り組む生物多様性に関する個別の施策に続けて、県民や事業者の皆さんにも実践していただきたい事項を「県民の取組」、「事業者の取組」として記載しています。

#### ■ 目指す社会（2050年に実現すること）

#### 生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会

#### ■ 福岡県生物多様性戦略の取組（2022～2026年度）

行動指針	目標		施策数	重点数
1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1-1	自然や生きものの豊かさを体感し、生物多様性に対する理解を深めます	16	3
	1-2	地産地消や持続可能な消費を通じて、生物多様性の維持・向上を図ります	8	1
	1-3	里地里山里海の豊かな恵みや伝統的生活文化を受け継ぎ、魅力ある地域づくりに貢献します	5	1
2 生物多様性の保全と再生を図ります	2-1	重要地域を核とした生態系の保全・再生を図るとともに、それらをつなぐ生態系ネットワークの形成を進めます	18	1
	2-2	絶滅危惧種の保護・回復に計画的に取り組み、絶滅を回避します	4	2
	2-3	ワンヘルスを踏まえた生態系管理を推進し、野生鳥獣の増加や侵略的外来種による自然への負荷を低減させます	10	3
	2-4	開発事業における生物多様性への配慮を推進し、その影響を回避・低減します	27	
3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります	3-1	持続可能な農林水産業を通じて、森林、農地、沿岸域の生物多様性の維持・向上を図ります	29	1
	3-2	事業活動における生物多様性への配慮を浸透させ、その保全と持続可能な利用につなげます	5	1
	3-3	自然環境や生態系を活用した気候変動対策やグリーンインフラ等の取組を推進します	9	
4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	4-1	生物多様性の保全・再生に向けた活動が持続的に展開できるよう、多様な主体の参加と協働を促進します	8	2
	4-2	生物多様性に関する情報を収集・整理・活用し、保全活動を支援するための仕組みづくりを進めます	9	
合計				148 15

※目次では、それぞれの目標の内容を要約した略称を使用しています。

## (2) 重点プロジェクト

行動指針		重点プロジェクト	
1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1	生物多様性情報総合プラットフォームによる情報発信	【新規】
	2	自然公園等における自然体験活動の推進	強化
	3	生物多様性に関する環境教育教材の充実・活用促進	強化
	4	食品ロス削減の推進	【新規】
	5	まちとむら交流促進	継続
2 生物多様性の保全と再生を図ります	6	里地里山における野生動物の生息状況等調査	【新規】
	7	希少野生動植物種保護条例に基づく希少種保護の推進	【新規】
	8	福岡県レッドデータブックの改訂	継続
	9	野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進	継続
	10	野生動物におけるSFTS感染状況調査	【新規】
	11	侵略的外来種防除マニュアル等を活用した外来種防除の促進	強化
3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります	12	森林の有する公益的機能の発揮に向けた森林整備	継続
	13	事業者における生物多様性保全の取組の促進	【新規】
4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	14	県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入	継続
	15	生物多様性アドバイザー制度の利用促進	強化

### (3) 行動計画策定の視点

本県の戦略では、4つの行動指針の中でも「私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます」をまず第一に掲げています。これは、生きものや自然に対する「共感」や「感性」が生物多様性保全の原点であることを伝えたいという意図であり、本県戦略の特色の一つとなっています。

我が国の生物多様性の損失速度は、緩和の傾向がみられるものの、回復傾向には至っておらず、普通種も減少傾向にあるとの指摘がなされています。生物多様性の損失を低減し、回復させるためには、人口減少や産業構造の変化への対応、顕在化する気候変動の課題への対応、ライフスタイルやビジネスの変革等に取り組んでいくことが必要です。

また、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、人と動物の健康と環境の健全性を一つとして捉え、一体的に守ろうというワンヘルスの考え方方が、感染症対策のキーワードとして大いに注目されています。本県においても2021（令和3）年1月、全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を公布・施行しました。

このため、本戦略では、こうした社会情勢の変化と前戦略期間における取組の成果と課題を踏まえ、4つの行動指針のもと、2022（令和4）年度からの5年間に取り組む12の目標を新たに設定し、それぞれに個別施策を整理の上、行動計画を策定しました。行動計画の策定に当たり、特に重視した視点は次のとおりです。

#### ① 生物多様性の保全等に向けた取組を通して、ワンヘルスを実践する

人と動物及びこれを取り巻く環境は、生態系の中で相互に関連し、影響しあう一体のものであることから、人と動物の健康と環境の健全性を一つとして捉え、一体的に守ろうというワンヘルスの理念を踏まえ、生物多様性の保全等に資する各種施策を総合的かつ計画的に推進し、ワンヘルスを実践する。

#### ② 日常生活を含む様々な社会経済活動に生物多様性を組み込む

ライフスタイルやビジネスなど私たちの社会・経済・暮らしのあり方を変革するため、生物多様性に関する価値観の醸成を図るとともに、日常生活や事業活動などのあらゆる場面で、生物多様性に配慮した行動の実践を促進する。

#### ③ 人口減少社会や気候変動等の社会的課題に対し、自然を活用した解決の視点を導入する

グリーンインフラ（自然が有する多様な機能を活用した社会資本整備や土地利用）の中でも特に防災・減災に注目し、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる考え方）の普及と導入の働きかけを進める。さらにはそれらを包含した、自然を活用した解決策（NbS、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方）について啓発を進め、生物多様性の保全につなげていく。

## 2. 行動計画

### 行動指針1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます

#### 目標1-1 自然や生きものの豊かさを体感し、生物多様性に対する理解を深めます

生物多様性の保全等の取組を社会全体で推進するためには、まず生物多様性の現状や重要性について広く県民の関心と理解を深めることが必要です。また、自然を体感する機会が少なくなっている現代人、特に子どもたちにとっては、学校や地域における教育や学習の機会だけでなく、日常生活で自然を感じ、体験できる機会を創出するための取組が大切です。

##### 県の取組

###### ① 生物多様性に関する情報発信

###### 重点プロジェクト1／生物多様性情報総合プラットフォームによる情報発信

【新規】

生物多様性への理解促進を図るため、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するホームページ「福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム」を開設しました。県民や事業者、保全活動団体、教育機関等に広く周知し活用を働きかけるとともに、掲載内容の充実を図ります。

<提供する情報の例>

- ・福岡県の希少野生生物、侵略的外来種の解説
- ・教育・啓発資料
- ・保全活動等を行う団体・事業者の紹介
- ・生物多様性アドバイザー制度の紹介
- ・生物多様性に関する地理情報 など

〔自然環境課〕

###### ○生物多様性に関する普及啓発

県が実施する環境や農林水産分野のイベント、県職員による出前講座などの機会を活用し、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性について普及啓発を行います。

〔自然環境課〕

###### ○ワンヘルスの理念の普及啓発 【新規】

人と動物の健康と環境の健全性を一つとして捉え、一体的に守ろうというワンヘルスの理念が世界的にも注目されており、本県においても「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が制定されました。生物多様性の保全や自然とのふれあい等の取組を通じて、ワンヘルスの理念を広く県民に普及啓発します。

〔自然環境課〕

## ② 自然体験の充実

### 重点プロジェクト 2／自然公園等における自然体験活動の推進 【強化】

生物多様性保全にとって重要な場であり、自然とのふれあいを通した自然体験の場でもある自然公園及び九州自然歩道では、植物や生きものにふれあうことができる自然観察モデルコースや親子で散策を楽しめるハイキングコースを設定しています。コースの見どころや所要時間等を案内したマップを作成し、市町村や学校、企業等に周知するとともに、自然公園に関する情報を GPS・GIS を活用して提供する取組を推進し、県民が自然とふれあい、生物多様性を体感できる機会の創出を図ります。また、国定公園の拠点としてのビジターセンターを自然保護意識の醸成や自然公園の仕組み等に対して理解を深めることができる施設へと整備します。

〔自然環境課〕

#### ○県立野外施設における自然体験活動等の推進

市町村や保全活動団体が行う自然とのふれあい活動を支援するため、都市公園、四王寺県民の森や夜須高原記念の森などの森林公園において、自然観察会等を開催するほか、指導者の紹介などを行います。また、利用者が生物多様性の豊かさを体感できる公園づくりや森づくりを進めます。

〔公園街路課、林業振興課〕

#### ○森林環境教育の推進

水源のかん養や生物多様性などの森林の持つ多面的機能について広く啓発し、森林を守り育てる気運の向上を図るため、媒体・イベントによる情報発信や、小学生への森林環境教育などを実施します。

〔林業振興課〕

#### ○緑の少年団への支援

ふるさとや人を愛する心豊かな人間に育つよう、子どもたちが緑と親しみ、緑を愛し、守り育てる活動を行う「緑の少年団」に対し、少年団間の交流や相互の研さんを支援します。

〔林業振興課〕

#### ○田んぼの学校の推進

小学生を対象に農業体験や田んぼの生きもの調査を実施し、農業や農村の多面的機能を啓発する「田んぼの学校」を推進し、農業を支え農業に支えられる生物多様性について理解を深めます。

〔農山漁村振興課〕

## ○生物多様性を実感できる水辺の創出・利用促進

川を通して子どもたちが自然とふれあう機会を充実させるため、水辺の安全講座や観察会を実施し、子どもが遊びやすく生物多様性を実感できる水辺の利用促進を図ります。

〔河川整備課、自然環境課〕

## ○県民参加型の水辺観察会

河川に生息する淡水魚や水生昆虫を指標とした環境の観察会を通じて身近な自然に接することは、環境問題への関心を高める良い機会となることから、県民参加型の水辺観察会を引き続き実施します。

〔自然環境課、環境保全課〕

## ○ワンヘルスの森づくり 【新規】

四王寺県民の森を「ワンヘルスの森」と位置づけ、利用者がワンヘルスの理念を自然の中で実感できる拠点施設として、展示物や案内板等を整備するとともに、専門のガイドを養成し、自然とのふれあい活動の推進やワンヘルスに対する理解の促進を図ります。

〔林業振興課〕

### ③ 教育・学習の機会を活用した啓発

#### 重点プロジェクト3／生物多様性に関する環境教育教材の充実・活用促進 【強化】

小学校における環境教育の実践を支援するため、引き続き、環境教育副読本「みんなの環境」の配布と活用頻度の向上を図ります。また、生物多様性の基本的事項や日常生活で実践できる生物多様性保全の取組等をとりまとめた啓発資料等を作成し、生物多様性情報総合プラットフォームで提供するとともに、環境講座や地域の学習会等での活用を促します。

〔環境政策課、自然環境課〕

## ○生物多様性に関する環境教育の推進

「福岡県環境総合ビジョン」を環境教育等促進法に基づく「行動計画」と位置づけ、環境教育の推進に計画的に取り組みます。また、幼稚園・保育所、小中学校、高等学校等の各段階において、生物多様性や持続可能な開発のための教育（ESD）をテーマにした教職員対象の研修の実施や、講師人材の育成・登録に取り組みます。

〔環境政策課、自然環境課、私学振興課、義務教育課、高校教育課〕

## ○県立社会教育施設における自然体験活動等の推進

青少年の自然体験活動の促進と生物多様性の普及を推進するため、社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」などの社会教育施設において、生物多様性保全に関する環境教育講座、自然体験活動の充実、指導者の養成などを行います。

〔社会教育課、自然環境課〕

## ○こどもエコクラブ活動の推進

こどもエコクラブの活動を通じて、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境学習・環境保全活動に取り組めるよう、活動に役立つ情報やエコクラブ間の交流の場の提供、環境学習会等を実施するとともに、こどもエコクラブの登録団体数増加を図ります。

〔環境政策課、自然環境課〕

## ○ワンヘルス教育の推進 【新規】

小学校、中学校、高等学校等の児童生徒へのワンヘルスの理念の浸透を図るため、リーフレットなどの教育啓発資料や教育教材の作成・配布、研究協力校におけるワンヘルス教育のモデル的な教育等を通じて、ワンヘルス教育を推進します。

〔体育スポーツ健康課、高校教育課、私学振興課〕

### ❖目標1-1に関して実践できることを考えてみましょう❖

#### 県民の取組

- ・身近な自然や季節の移り変わりに関心を持ち、身の回りにどんな生きものや自然があるのか探してみましょう。
- ・県の生物多様性情報総合プラットフォームを活用して、福岡県の自然や生きものについて調べてみましょう。
- ・動植物園や水族館、博物館、環境学習施設などを利用し、自然や生きものとふれあうきっかけをつくってみましょう。
- ・自治体や自然保護団体等が開催する自然観察会や自然体験プログラムに参加し、自然を体感しましょう。
- ・ワンヘルスについて解説した啓発資料等を参考に、ワンヘルスの課題や目標に対して、自分たちにできることを考えてみましょう。

#### 事業者の取組

- ・県や市町村が発信する生物多様性に関する情報を積極的に活用し、事業活動における生物多様性への配慮の取組を充実させ、従業員と共有しましょう。
- ・自然環境保護や生物多様性保全に関するテーマを従業員向けの研修に組み込み、従業員が生物多様性保全への意識を持ち、事業活動や日常生活において具体的な行動を実践していくよう働きかけましょう。

## &lt;数値目標&gt;

指標項目	数値目標 (2026 年度)	現状 (2021 年度)
生物多様性の認知度	60.0%	37.0%
生物多様性プラットフォーム（ホームページ）のアクセス数	266,100 件 (2020 年度)	177,391 件 (2020 年度)
平尾台自然観察センターの利用者数	44,000 人	39,980 人 (2018 年度)
こどもエコクラブ登録団体数	200 クラブ	143 クラブ (2020 年度)



## コラム 14 福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム 「福岡生きものステーション」

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を社会全体で推進するためには、まず生物多様性の現状や重要性について、多くの方々に理解していただくことが必要です。

このため、2022（令和4）年2月、県内の生物多様性に関する情報を統合し、一元的に発信・提供するホームページ「福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム（福岡生きものステーション）」を開設しました。生物多様性について学ぶ・活用する・参加する等のきっかけとなる便利な機能が満載ですので、ぜひ御活用ください。

### 「福岡生きものステーション」の活用ポイント

- ◆ **生物多様性について知りたい** ⇒ 生物多様性の概念やワンヘルスとの関わりなどについて分かりやすく解説しています。
- ◆ **希少種や外来種について調べたい** ⇒ 県内の希少種や侵略的外来種などの種を簡単に検索でき、生態や分布、写真等を閲覧できます。
- ◆ **県内でどんな保全団体が活動しているか知りたい** ⇒ 県内の環境保全団体の基本情報や環境講座等のイベント情報を発信しています。
- ◆ **授業や研修、学習会等で利用できる資料がほしい** ⇒ 県作成の生物多様性に関する環境教育資料や啓発資料等を一括して紹介しています。
- ◆ **子ども向けの解説がほしい** ⇒ キッズページを設けています。

生物多様性情報総合プラットフォーム  
**福岡生きものステーション**

県内の動植物種について知りたい

● 希少種

● 外来種

● 身近な生きもの

生物多様性戦略について

生きものと生きものに考え方を教える幸せを共感できる社会」の実現に向け、生物多様性を守り、次の世代へ継承することの意義を多くの人々と共有し、行政、市民、NPO・ボランティア団体、事業者の皆様など様々な方に情報を発信して取り組んでいくための行動指針として策定しました。

詳しい情報を見る

いきもの情報マップ

生物分布図、高麗原湿地など各種的な地図データを見ることができます。

詳しい情報を見る

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を施行しました

福岡生きものステーション  
**キッズページ**

キッズページで生き物についてみなぼう!  
クイズもあるよ!

● キッズページを見る

URL : <https://biodiversity.pref.fukuoka.lg.jp/>

## 目標1-2 地産地消や持続可能な消費を通じて、生物多様性の維持・向上を図ります

持続可能な生産と消費のあり方は、生物多様性の保全と深く関わっていることから、事業者においては、サプライチェーン（原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの一連の流れ）の各段階で生物多様性に配慮することが求められるようになっています。また、消費者においては、日常の消費行動の中で、地産地消や環境に配慮した製品の購入、食品ロス、プラスチックごみの削減等を意識し、行動を変えていくことが求められています。このため、地産地消や食育など消費者及び事業者の理解・関心を高める取組と連携して、消費と生物多様性の関連性について普及・啓発を図っていく必要があります。

### 県の取組

#### 重点プロジェクト4／食品ロス削減の推進 【新規】

食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）を削減すると、食品を生産するための土地利用による森林伐採や農薬・肥料の投与量を減らし、生物多様性の劣化を抑えることができます。本県では、県民一人ひとりが食品ロス削減の必要性を認識した上で、食品の製造・流通、外食・販売、消費の各段階において、県民、事業者、関係団体及び行政等の各主体が連携して食品ロス削減を推進していく社会を目指し、「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定しました。事業者・県民の意識啓発を図るとともに、フードバンク活動の普及促進や福岡県食品ロス削減県民運動協力店（食べもの余らせん隊）の登録促進等の取組を通じて、県民、事業者、関係団体及び行政が一丸となって食品ロスの更なる削減を図っていきます。

〔循環型社会推進課〕

### ○地産地消の推進

地産地消の取組は、地域の農林水産業の振興とともに、生物多様性保全にも貢献する流通形態です。県民の農林水産業に対する支持拡大を図り、地産地消を推進するため、「いただきます！福岡のおいしい幸せ」を県民スローガンに掲げ、多くの県民や飲食店・企業等の参加のもと、県内の農林漁業の応援団づくりを進めます。

〔食の安全・地産地消課、農山漁村振興課、林業振興課、水産振興課〕

### ○ワンヘルス農林水産物認証制度の創設 【新規】

ワンヘルスの基本理念に沿って生産された農林水産物を認証する制度の創設等を通じ、県民のワンヘルスへの理解を促進します。

〔食の安全・地産地消課〕

## ○生物多様性県民行動リストの見直しと活用促進 【強化】

県民一人ひとりが日々の生活の中で生物多様性を意識し、その保全と持続可能な利用に向けた行動を取れるよう、生物多様性県民行動リストを作成・配布しています。今後さらなる行動を促していくため、内容を社会情勢の変化や県民の意見を踏まえたものに見直し、生物多様性情報総合プラットフォームを通じて県民の利用促進を図ります。

〔自然環境課〕

## ○生物多様性に配慮した環境ラベルの普及啓発

生物多様性等の環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマー）を育てるため、生物多様性に配慮した環境ラベルを生物多様性情報総合プラットフォームで紹介するなど普及・啓発に努めます。

〔自然環境課〕

## ○グリーン購入の普及促進

グリーン購入は、環境に配慮した製品やサービスを優先的に選択する取組です。県民にグリーン購入の考え方を啓発するとともに、より一層の普及促進を図るため、企業、消費者団体、行政等で構成される「九州グリーン購入ネットワーク」に参画し、セミナーの開催や地域のエコ商品の紹介等を行います。

〔環境保全課〕

## ○エコファミリー応援事業の推進 【新規】

家庭で省エネルギー・省資源に取り組む「エコファミリー」は、地球温暖化対策を通して生物多様性保全にも貢献する活動です。省エネルギー型ライフスタイルへの転換を進めるため、エコファミリーの登録数増加を図るとともに、その活動を支援します。

〔環境保全課〕

## ○プラスチック資源循環の促進 【新規】

不適切な管理等により流出したプラスチック類は、海洋汚染やマイクロプラスチック問題などを引き起こします。「ふくおかプラスチック資源循環憲章」に定めたワンウェイプラスチックの使用削減や効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進、バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進の取組を中心に、プラスチック資源循環の促進に取り組みます。

〔循環型社会推進課〕

**❖目標1-2に関して実践できることを考えてみましょう❖****県民の取組**

- ・生物多様性や環境に配慮した製品（環境ラベル製品等）やサービスを選びましょう。
- ・地域で採れたものや旬のもの、環境に配慮してつくられた農林水産物を積極的に選び、食品ロスを出さないよう残さずおいしく食べましょう。
- ・節電、節水、ごみ減量やリサイクルなど、日常生活で実践できる環境への配慮に取り組みましょう。

**事業者の取組**

- ・生物多様性に配慮した製品やサービスを積極的に提供しましょう。
- ・生物多様性や環境に配慮した製品・サービスの認証を取得しましょう。
- ・フードバンク活動や「福岡県食品ロス削減県民運動協力店」への登録による食品ロス削減の推進、「ふくおか地産地消応援の店」や「ふくおか農林漁業応援団体」への登録による地産地消の推進、「ふくおかプラスチックごみ削減協力店」への登録によるプラスチックごみ削減の推進など、県民・事業者・行政が一体となった取組に積極的に参加し、環境保護に対する社会の機運醸成に貢献しましょう。

**<数値目標>**

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
ふくおか地産地消応援の店の数	2,200 店	1,659 店 (2020年度)
家庭系ごみ排出量（一人1日あたり）	516g (2025年度)	528g (2018年度)



## コラム 15 食育・地産地消県民運動「いただきます！福岡のおいしい幸せ」

普段何気なく使っている「いただきます」という言葉。食材である肉や魚、野菜は、すべて命（いのち）であり、私たちは他の生きものの命（いのち）をいたでいて生きています。そうした「いただきます」という感謝の気持ちを込めて食事をし、食べる人だけでなく作る人にも幸せが広がるようにという想いを込めて、本県では、「いただきます！福岡のおいしい幸せ」を県民スローガンに掲げ、食育・地産地消県民運動を展開しています。

運動では、福岡の農林漁業の応援団づくりとして、「地産地消応援ファミリー」の登録推進のほか、飲食店には「地産地消応援の店」、企業や団体には「農林漁業応援団体」への登録を働きかけています。また、応援ファミリーを対象にした農林漁業体験、応援の店を対象にした県産食材産地ツアーなどを開催し、生産者との交流を通じて、食を支える県内の農林水産業や農山漁村への理解促進、県産農林水産物の利用促進を図っています。

地産地消とは、地域で生産された農林水産物をその地域で消費することができます、このことを通じて、地域の自然や食文化、農林水産業への理解、またその生産にあたる人々への努力を身近に感じることにつながります。さらに、生産者や生産過程を知ることで、食べ物への感謝の気持ちが生まれることも期待されます。

豊かな自然に恵まれた福岡県では、多様な農林水産業が展開され、全国に誇れる農林水産物が数多く生産されています。こうした豊かな食材を県民みんなでおいしく食べて、県内の農林水産業を応援しましょう。そしてそれらの食材を使った料理を食卓で囲むとき、身近にある多様な生きものや自然に対する感謝の気持ちを「いただきます」の言葉とともに伝えてみましょう。



### 福岡県ホームページ「いただきます！福岡のおいしい幸せ」

ふくおか農林漁業応援団（地産地消応援ファミリー、地産地消応援の店、農林漁業応援団体）などの取組を紹介しています。

URL : <https://f-ouen.com>



## 目標1-3 里地里山里海の豊かな恵みや伝統的生活文化を受け継ぎ、魅力ある地域づくりに貢献します

農山漁村地域は、日々の食料が生産される場であることはもちろん、美しい景観、豊かな生態系、地域固有の食文化や祭り・伝統芸能等を育み、継承する場となっています。こうした自然の恵みや地域資源の保全と活用を図ることで、活力ある地域づくりや地域の魅力向上につなげていきます。

### 県の取組

#### ① 里地里山里海の適切な管理

##### ○地域景観の保全と伝統的生活文化の継承

県内の美しい自然景観（白砂青松の海岸、棚田等）等を観光資源として発信していくとともに、ユネスコ世界文化遺産、伝統芸能・工芸、天然記念物等に対する県民の理解を深め、魅力ある地域づくりや、生物多様性とのつながりが深い景観や文化等の保全に貢献します。また、身近な自然や歴史・文化の再認識を通してその保存・活用に関する意識を高めるため、里地里山や屋敷周辺の生垣景観等、歴史・文化と生物多様性とを結びつけた環境学習を支援、推進します。

〔観光振興課、自然環境課、文化財保護課、社会教育課〕

##### ○中山間地域のサポート体制の強化 【新規】

中山間地域では、過疎化・高齢化の進行により、草刈りや水路清掃などの地域活動を集落だけで行なうことが難しくなっており、このままでは農地や水路等が持つ生物多様性などの多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがあります。そのため、ボランティアが行う「中山間応援ソーター」の取組を通じて、地域活動を支援し、生物とその生育環境の維持に貢献します。

〔農山漁村振興課〕

##### ○クリーンビーチ（海岸清掃）活動の推進

海岸の無秩序な利用やごみの投棄などにより海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努めます。また、地域住民やNPO等と連携しながら、海岸におけるごみ対策や清掃活動を推進します。

〔廃棄物対策課、港湾課、農村森林整備課、水産振興課〕

## ② 生物多様性を活用した魅力ある地域づくり

### 重点プロジェクト5／まちとむら交流促進

農山漁村地域は、県土の保全や水源のかん養、美しい景観や豊かな生態系の保全、郷土料理、文化の伝承など多面的な機能を有しています。魅力ある農山漁村地域に滞在し、自然・文化・人々との交流などを行う「グリーンツーリズム」へのニーズが高まっており、その形態は、農泊やワーケーション、二拠点生活など多様な広がりを見せてています。農山漁村地域の持つ多面的機能やその魅力に対する県民の理解を促進するとともに、魅力ある地域づくりによる地域活性化を図るため、農林漁業体験などの体験・交流型や、農泊などによる滞在型の観光等を推進し、まち（都市部）とむら（農山漁村）の地域間交流を促進します。

〔食の安全・地産地消課、農山漁村振興課、広域地域振興課、自然環境課〕

### ○里地里山里海の魅力や未利用資源の発掘・活用

優れた自然や文化、伝統などの山村特有の資源を保全するとともに、地域の活性化を図るため、森林を活用した新たな産業の創出や、農林漁業への就業機会の拡大、里山林などの未利用資源の活用を図ります。

〔農山漁村振興課、林業振興課、水産振興課〕

### ◆目標1-3に関して実践できることを考えてみましょう◆

#### 県民の取組・事業者の取組

- ・地域の河川や道路、公園、海岸などで実施される清掃活動や自然保護団体等が実施する生物多様性保全の活動に積極的に参加しましょう。
- ・人と生物多様性との関わりの中で、長年にわたり受け継がれてきた地域固有の伝統食や祭り、伝統芸能、生活文化などについて調べ、参加体験してみましょう。併せて、その価値や次世代への継承の必要性について積極的に発信しましょう。
- ・里地里山里海で行われているイベントや農林漁業体験、エコツアーナどに参加して、農山漁村地域の自然や生活、文化などを体験し、県内の農林水産業や中山間地域を応援しましょう。

#### <数値目標>

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
中山間応援サポーター活動への参加者数	240人	71人 (2020年度)

## 行動指針2 生物多様性の保全と再生を図ります

### 目標2-1 重要地域を核とした生態系の保全・再生を図るとともに、それらをつなぐ生態系ネットワークの形成を進めます

生物多様性の保全のためには、地域の特徴的な生態系や自然景観、多様な生物の生息・生育の場としての重要な地域について、十分な規模、範囲、適切な配置、規制内容等を考慮しながら保全していくことが必要です。

重要地域の保全のための地域指定制度として、生物多様性を含む優れた自然の保全を直接的な目的とするものと、文化財の保護や国土保全、生活環境の確保などを目的とするものであっても、間接的に生物多様性に寄与するものがあります。こうした制度により計画的に生物多様性が保全されている一方で、規制が及ばない小規模な開発や土地利用の変化などによって、重要地域間の分断や生態系の孤立が生じている場合もあります。このため、重要な生態系や生物の生息・生育地が、生物多様性保全の核としてよりよく機能し、それらがつながりあった生態系ネットワークが維持・形成されるよう取り組んでいく必要があります。

#### 県の取組

##### ① 生態系ネットワークの形成

###### ○生態系ネットワークの保全の推進

生態系ネットワークの保全に関する先進的な取組事例を収集し、その考え方について関係部局と情報共有を図るとともに、市町村や県民等に向けた情報発信を行います。  
〔自然環境課〕

###### ○森林生態系ネットワークの保全

地域森林計画を立案する際は、必要に応じて動植物のモニタリング調査等を行い、状況を把握するとともに、野生生物のための回廊の確保に配慮した、適切な森林の整備及び保全の基本方針を示します。

〔農山漁村振興課、農村森林整備課〕

###### ○水域生態系ネットワークの保全

水域の動植物にとって、河川や水路が持つ水のネットワークは重要です。河川整備、貯水施設整備、農業用施設整備、治山・砂防施設整備等の関係部局がより一層連携し、森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落等を途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークの保全及び形成を図ります。

〔農村森林整備課、河川整備課、砂防課、農山漁村振興課〕

###### ○都市生態系ネットワークの保全

都市の生態系ネットワークを維持するため、広域的な見地から、市町村による緑の基本計画の策定と適切な保全への誘導を行います。また、生態系ネットワークの形成

を図るため、無秩序な市街化の防止や都市公園の整備等の推進、ビオトープ空間の保全・再生・創出等を行います。

〔都市計画課、公園街路課〕

## ② 重要地域の保全

### 重点プロジェクト6／里地里山における野生動物の生息状況等調査【新規】

里地里山は、人の生活と自然が共生することで生物多様性が維持されてきた重要な地域です。このため、生物多様性保全の観点から、里地里山において、どのような野生動物が生息しているか、また野生動物と植物や昆虫等との関わりについて調査を行います。この調査や各地の取組事例を踏まえ、里地里山における生物多様性の保全・再生策の方向性をまとめ、多様な主体による保全・再生活動が促進されるよう、ホームページで情報発信します。

〔自然環境課〕

### ○生物多様性の保全上重要な地域の抽出

自然公園地域などの法令によって保護されている地域以外にも、里地里山など生物多様性が豊かな自然が存在しています。このような自然を適切に保全する仕組みをつくるため、県内の様々な調査データ等を踏まえ、生物多様性の保全上重要な地域を科学的に抽出します。

〔自然環境課〕

### ○自然公園制度による生物多様性保全

国定公園や県立自然公園等の自然公園区域において、自然の風景地の保護及び利用の増進、生物多様性の確保を適切に行うため、必要に応じて公園計画の見直しを行います。

〔自然環境課〕

### ○英彦山及び犬ヶ岳生態系回復事業

英彦山及び犬ヶ岳地区は、多くの絶滅危惧種の生息・生育が確認されている生物多様性保全上重要な地域ですが、過密になったシカの食害により、生物多様性の劣化や景観の改変が生じています。そこで、自然公園法に基づく生態系維持回復事業として、シカ防護柵の設置・維持管理とシカの捕獲等を実施します。

〔自然環境課〕

### ○市町村自然環境保全地域等に対する支援

市町村が策定する環境基本計画や自然環境保全条例等で示された重要地域について、生物多様性の保全方法や配慮事項に関して、必要な助言等を行います。

〔自然環境課〕

## ○自然公園指導員や環境保全指導員の活動推進

自然公園や自然環境保全地域では、自然公園指導員や環境保全指導員による現状把握及び利用者に対する助言・指導を行っています。指導員の活動を推進することにより、公園の保護と適正な利用を図ります。

〔自然環境課〕

## ○鳥獣保護区の指定

鳥獣保護区は、鳥獣の生息環境の確保だけでなく、鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも貢献します。鳥獣の重要な生息地については、引き続き鳥獣保護区の指定を検討します。

〔自然環境課〕

## ○鳥獣保護管理員の活動推進

鳥獣保護区においては、鳥獣保護管理員による定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査を実施するとともに、適正な管理や鳥獣の生態などに関する普及啓発を行います。

〔自然環境課〕

## ○ラムサール条約湿地に関する取組

地域の理解と協力が得られる場合であって、国際的に重要な湿地の基準を満たし、登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地については、登録に向けた市町村の取組を促進します。

〔自然環境課〕

## ○都市の生物多様性の確保

都市における生物多様性を確保する観点から、市町村による風致地区等の都市計画制度や特別緑地保全地区等の緑地保全制度の活用により、都市地域における緑地の保全と創出に努めます。また、多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度などの制度の普及に努めます。

〔都市計画課、公園街路課〕

## ○島嶼の生物多様性保全

島嶼（とうしょ）地域は、本土地域と比べ、開発等の人為的影響が少ないとから、良好な生態系が保全され、絶滅危惧種などの生息・生育場所としても重要です。一方で、当地域の生態系は、小さな面積の中に微妙なバランスで成り立つ島嶼地域独特のものであり、生息・生育地の破壊や外来種の侵入による影響を受けやすい脆弱な地域といえます。当地域の豊かな生物多様性とその価値を、島民をはじめ多くの県民に気付いてもらい、保全と地域資源としての利用に向けた取組を促進します。

〔自然環境課、広域地域振興課〕

## ○天然記念物等の指定の推進

地域の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示した「福岡県文化財保護大綱」に基づき、人間と自然との関わりの中で育まれてきた文化的な所産を保護する観点から、文化庁や市町村と連携して名勝・天然記念物の指定及び重要文化的景観の選定を推進します。

〔文化財保護課〕

## ○天然記念物等の保存活用の推進

史跡・名勝・天然記念物、重要文化的景観などに指定・登録された物件や地域について保存活用計画を策定し、文化庁や市町村との連携のもと復元、修理などの取組を行い、適切な風致の多様性と生物多様性の保全を推進します。また、文化財の保存や活用に関する普及啓発を図るため、市町村や地域住民が実施する勉強会や環境学習などの取組を支援します。

〔自然環境課、文化財保護課〕

## ○世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」における生物多様性保全

世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の価値の保全の観点から、構成資産とその周辺にあたる緩衝地帯の生物多様性の保全は重要です。本遺産群における生物多様性については、遺産群の構成要素の一つとして引き続き保全に取り組みます。

〔九州国立博物館・世界遺産室〕

### ◆目標2-1に関して実践できることを考えてみましょう◆

#### 県民の取組

- ・自然公園や九州自然歩道などを利用するときは、動植物や鉱物を持ち帰らないなど法律で規制されているルールを遵守しましょう。
- ・登山道以外の道を歩かない、ごみを捨てないなどのマナーを守り、みんなが快適に利用できるよう、自然と他者への思いやりを持って行動しましょう。

#### 事業者の取組

- ・多様な生物の生息・生育地、移動経路などが確保されるよう、生物多様性に配慮した上で、事業所敷地や屋上・壁面の緑化に取り組みましょう。
- ・工場や住宅地の調整池は、生物多様性に配慮したものとなるよう、舗装面積の削減や多自然護岸の採用などの配慮を行いましょう。

## 目標 2-2 絶滅危惧種の保護・回復に計画的に取り組み、絶滅を回避します

種の多様性は、生物多様性の保全状況を示す最も基本的な指標です。本県では、これまでに 56 種の動植物が姿を消し、1,010 種が絶滅危惧種に選定されています (p.56 参照)。また、種の保存法の国内希少野生動植物種のうち、21 種が県内に生息しています (2022 (令和 4) 年 1 月時点、p.60 参照)。県内の種をこれ以上消滅させないために、これらの種と生息・生育環境の保全が必要です。

### 県の取組

#### 重点プロジェクト 7／希少野生動植物種保護条例に基づく希少種保護の推進

【新規】

希少野生動植物種の保護を図ることにより、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的とした「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を公布しました (2021 (令和 3) 年 5 月施行)。本条例に基づき、「希少野生動植物種保護基本方針」を策定するとともに、特に保護の必要性が高い 20 種を「指定希少野生動植物種」に指定しました。指定種の生息・生育状況の調査及び情報収集を継続的に行うとともに、必要に応じて保護回復事業を実施します。併せて、希少種保護に対する県民の意識醸成を図ります。

〔自然環境課〕

#### 重点プロジェクト 8／福岡県レッドデータブックの改訂

絶滅のおそれのある種の保全を推進するため、本県では、これらの野生生物の生息・生育状況をとりまとめたレッドデータブック（レッドリスト）を 2011（平成 23）年度及び 2014（平成 26）年度に発刊しました。今後も、野生生物の生息・生育状況の継続的な把握に努め、レッドデータブックを定期的に改訂します。次回発刊を予定している 2024（令和 6）年度に向けて、改訂作業を着実に進めます。

〔自然環境課〕

### ○自然公園における指定動植物の見直し

国定公園及び県立自然公園における公園計画の見直しにあたっては、福岡県レッドデータブックの改訂状況を参考に、採捕を規制する指定動植物を見直します。

〔自然環境課〕

### ○絶滅危惧種の生息域外保全

絶滅危惧種については、必要に応じて動物園、植物園、水族館、博物館、保健環境研究所、その他の教育・研究機関と連携し、生息域外での保存を図ります。

〔自然環境課〕

## ❖目標2-2に関して実践できることを考えてみましょう❖

### 県民の取組

- 「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」について理解するとともに、県内でも絶滅の危機に瀕している野生生物がいることに関心を持ちましょう。県内の希少な野生生物を調べるときは、「福岡県レッドデータブック」を活用しましょう。
- 希少種の保全対策の実施に協力しましょう。

### 事業者の取組

- 「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」について理解し、事業活動による希少な野生生物の生息・生育地への影響を回避・低減するよう配慮しましょう。
- 所有する土地に希少な野生生物が生息・生育していることが確認された場合は、その保護や環境再生に積極的に取り組みましょう。

### <数値目標>

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
条例で保護される指定希少野生動植物種の種数	増加を目指す	20種



### コラム 16 希少植物ガシャモクを守るために活動

北九州市小倉南区のあるため池では、西日本でここだけに自生しているガシャモクという水草が生育しています。しかし、2000年を境に、この池におけるガシャモクの生育状況が悪化してしまいました。そこで、地元の植物研究家の働きかけをきっかけに、県と北九州市、NPO、地元の小学校、自治会などが協働し、原因究明や保全に向けた活動が行われるようになりました。

この活動により、長い間池干しが行われずに池底に泥が堆積したことが、ガシャモクの衰退を引き起こした主な原因と分かりました。原因が判明してからは、毎年の池干しやコイの除去、水面を覆っていた樹木の伐採などが行われ、池の透明度が向上し、ガシャモクの生育状況が好転しています<sup>129)</sup>。今では、地元の小学校で保全活動や観察会が行われるなど、地域の宝物として大切にされています。



ガシャモク



地元の小学校でのガシャモク栽培

## 目標2-3 ワンヘルスを踏まえた生態系管理を推進し、野生鳥獣の増加や侵略的外来種による自然への負荷を低減させます

よくみられる身近な種から希少種まで多様な野生生物が生息・生育できる環境を維持し、人と野生生物の望ましい関係を築いていくためには、野生生物の適正な保護と管理を進めることが重要です。また、生物多様性に重大な影響を及ぼす侵略的外来種である特定外来生物は、県内でも25種（2021（令和3）年4月時点）が確認されており<sup>130)</sup>、人の生命・身体や農林水産業への被害も懸念されていることから、予防的かつ総合的な対策が必要です。

### 県の取組

#### ① 野生鳥獣の保護管理

##### 重点プロジェクト9／野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進

野生鳥獣による農林水産物、生活環境、生態系への被害対策として、各部局が「福岡県鳥獣保護管理事業計画」等に基づき、捕獲や防護柵の設置、生息環境の整備等の被害防止策を総合的に実施しています。しかし、その被害は依然大きいため、引き続き被害防止策を科学的、計画的に実施します。なお、生息環境の整備の一環として、里山林において、見通しの良いバッファーゾーン（緩衝地帯）を整備し、人と野生動物の棲み分けを図ります。

〔農山漁村振興課、自然環境課、林業振興課〕

##### 重点プロジェクト10／野生動物におけるSFTS感染状況調査【新規】

西日本を中心に感染者報告数が年々増加傾向にあり、本県においても死亡例が確認されている人獣共通感染症の「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」について、感染拡大の要因の一つとして考えられる野生動物（シカ、イノシシ、アライグマ）を対象に、SFTSウイルスの感染状況を調査します。この調査結果に基づき、市町村、医療機関、県民等に対する情報提供や注意喚起を行います。

〔自然環境課〕

#### ○有害鳥獣捕獲の担い手確保

鳥獣による生態系や農林水産業への被害が深刻化する中、狩猟の持つ役割と意義はますます高まっています。このため、有害鳥獣捕獲の担い手の確保を目指し、狩猟免許取得に対する支援や技術向上の支援を行うとともに、鳥獣被害対策実施隊の設置推進や地域ぐるみの被害防止体制を構築し、地域一体となった有害鳥獣捕獲の取組を推進します。

〔農山漁村振興課〕

## ○ニホンザルの被害防止対策

ニホンザル（「福岡県レッドデータブック 2011」において準絶滅危惧種に選定）による農業被害の防止にあたっては、遺伝的多様性に配慮しつつ、その生息頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。

〔農山漁村振興課、自然環境課〕

## ○鳥獣保護管理に関する普及啓発

鳥獣の保護管理に関する地域住民の理解と協力を促し、人と鳥獣との適切な関係を構築するため、探鳥会や自然環境教育の場などを通じて、安易な保護や餌付けによる影響、鳥獣による生態系・農林水産業などへの被害等について、普及啓発と助言・指導を行います。

〔農山漁村振興課、自然環境課〕

## ○傷病野生鳥獣の救護

野生鳥獣は見守ることを基本とし、自然の状態で野生復帰が可能な個体やヒナは保護しないなど、野生鳥獣との適切な接し方を啓発します。人間活動に起因する傷病鳥獣で、生物多様性の保全に貢献する観点から特に野生復帰させることが適当である鳥獣については、動物園等の協力を得て設置した傷病野生鳥獣医療所で救護に努めます。

〔自然環境課〕

## ○捕獲鳥獣の有効活用

イノシシ・シカの捕獲から獣肉の有効活用までの対策を総合的に推進するため、獣肉処理施設の連携による流通体制の整備や処理施設への新たな供給体制の検討、ジビエの消費拡大に向けた啓発活動等を行います。

〔農山漁村振興課〕

## ② 侵略的外来種の拡大防止

### 重点プロジェクト 11／侵略的外来種防除マニュアル等を活用した外来種防除の促進【強化】

本県における外来種の実態を示した「福岡県侵略的外来種リスト 2018」や、多様な主体が自主的に防除を実施できるよう「防除リーフレット」<sup>19)</sup>や「福岡県侵略的外来種防除マニュアル 2021」を作成しました。作成した防除リーフレット等は、県関係部局や市町村と共有するほか、生物多様性情報総合プラットフォームや県民向けの出前講座、環境イベント等で周知します。また、防除の緊急性が高いアライグマ等の特定外来生物については、関係市町村の防除実施計画策定の支援、市町村が実施する被害防止目的の捕獲の支援など、県と市町村、地域住民等が一体となった取組を推進します。

〔自然環境課、農山漁村振興課〕

## ○侵略的外来種の啓発促進

外来種による被害を防止するためには、県民一人ひとりが「入れない・捨てない・拡げない」の三原則を守ることが大切です。外来種への関心と防除意識の喚起を図るために、県民や事業者に向けて、侵略的外来種の生態や取扱い方法、ペット外来種の終生飼養に関する情報を積極的に発信します。

外来種を定着させないためには、その侵入ができるだけ早期に察知し、広がる前に駆除していくことが重要です。このため、国や市町村などと連携しながら、水際対策、発見時の駆除などの対応、県民への周知、注意喚起を行います。

〔自然環境課〕

## ○水域環境における侵略的外来種の防除支援

河川や農業用水路、ため池内における外来種の急速な分布拡大は、流下能力の阻害や生態系への影響など大きな問題となっています。引き続き河川・農業用水路・ため池における工事にあわせて、必要に応じて外来種の生息・生育状況の確認や市町村と連携した防除支援を進めます。また、効果的な防除手法について技術的な研究及び支援を行います。

〔河川整備課、農村森林整備課、自然環境課〕

### ❖目標2-3に関して実践できることを考えてみましょう❖

#### 県民の取組・事業者の取組

- ・ワンヘルスの観点から、野生鳥獣と適切な関係性を維持することの必要性について、理解を深めましょう。
- ・人里に近い森林を所有する場合は、人と野生鳥獣との緩衝地帯としての機能を發揮するよう、下草刈りや間伐など森林の適正な管理を行いましょう。
- ・野生鳥獣と適切な関係性の維持を図るため、野生鳥獣に安易に餌を与えないようにしましょう。また、餌となるもの（生ごみ、未収穫の果物・野菜など）を放置しないようにしましょう。
- ・地域の自然環境や生物多様性に多大な影響を及ぼす侵略的外来種の危険性について理解を深めましょう。また、防除活動を実施したり、活動に参加したりする場合は、県が作成した防除マニュアル等を参考の上、適切な方法で行いましょう。

#### 県民の取組

- ・ジビエ（食材となる野生鳥獣肉）を購入し、消費に協力しましょう。
- ・ペットは最後まで責任を持って飼育し、逃げ出したりしないよう適切な管理をしましょう。特に外国産のペットは安易に飼わず、捨てず、終生飼養をしましょう。

#### 事業者の取組

- ・ヒアリ、セアカゴケグモ、アカカミアリ等の特定外来生物が、事業活動を通じて拡大しないよう、拡大防止のための調査・監視を徹底しましょう。
- ・動物を販売する際は、購入者に対して終生飼養や適切な管理方法などの説明を行い、理解を求めましょう。

## &lt;数値目標&gt;

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
有害鳥獣の捕獲者数	3,100人	3,004人 (2020年度)
侵略的外来種防除リーフレットの発行種数	17種	7種



## コラム 17 侵略的外来種防除マニュアル・リーフレット

外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって、国内外を問わず他の地域から持ち込まれた生物のことで、そのうち、地域の生態系や人の生命・身体、農林水産業等に大きな悪影響を及ぼす生物を侵略的外来種といいます。

本県では、2018（平成30）年4月に県内の侵略的外来種304種（植物188種、動物116種）をとりまとめた「福岡県侵略的外来種リスト2018」<sup>18)</sup>を策定しました。中でも影響・被害が甚大で特に対策の必要性が高い20種を「重点対策外来種」としています。重点対策外来種には、1970年頃から生息が確認されているオオクチバス（別名ブラックバス）、近年生息域の拡大により農業被害が深刻なアライグマのほか、人体に被害を及ぼすセアカゴケグモなどが含まれています。植物では、クリーク等で大繁茂し、在来の水生植物との競合や水路の通水阻害を引き起こすホティアオイやブラジルチドメグサ、河川敷や道端などで大繁茂するオオキンケイギクなどが選定されています。

こうした対策の優先度が高い20種について、本県では、2022（令和4）年3月に「福岡県侵略的外来種防除マニュアル2021」を作成しました。本マニュアルでは、外来種被害予防三原則などの被害の予防や防除に関する基本的考え方を概説しているほか、種ごとの生態的特徴や類似種との見分け方、防除手法等について、イラストを交えて分かりやすく解説しています。本マニュアルで提示した防除手法の多くは、生態的特性が類似する他の外来種防除においても参考となるものです。今後も、本マニュアルや外来種ごとに作成したリーフレット等を活用し、県民の外来種問題への関心を高め、防除活動の促進を図ります。



福岡県侵略的外来種防除マニュアル2021  
(解説例：バクヤギク)

## 目標 2-4 開発事業における生物多様性への配慮を推進し、その影響を回避・低減します

開発は、高度経済成長期やバブル経済期（1980 年代後半から 1990 年代初期）ほどではないものの、その影響は依然として大きく、生物多様性の損失に対する直接要因の一つとなっています。開発に伴う影響を適切に回避し、または低減することが必要であり、さらに、すでに消失、劣化した生態系については、科学的な知見に基づいてその再生を積極的に進めることができます。

### 県の取組

#### ① 生物多様性に配慮した開発工事の推進

##### ○環境影響評価制度による生物多様性保全

環境影響評価手続が各事業の実施にあたり適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然との豊かなふれあい」の観点も踏まえた環境保全への適切な配慮が行われるよう、環境影響評価手続の各段階において、必要に応じ、事業者に対して意見を述べます。

〔自然環境課〕

##### ○環境影響評価制度の充実

環境影響評価の実施における技術的事項等を定めた「福岡県環境影響評価技術指針」や「福岡県環境保全対策技術指針」について、生物多様性配慮の視点からの評価（生態系の保全、重要地域や生態系ネットワークへの配慮等）の導入のための情報収集をします。また、一定規模以上の開発行為について、希少種及びその生息・生育地の保護の観点から必要に応じて締結する「環境保全協定」または「自然環境保全協定」の締結基準等についても見直しを検討し、事業者に対して生物多様性保全に関する環境配慮をより一層促進することを目指します。

〔自然環境課〕

##### ○福岡県公共工事生物多様性配慮指針に基づく公共工事の推進

公共工事の実施にあたっては、事業の構想段階から多様な主体の参画による合意形成や参加と責任を促す取組を進め、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」に基づき、計画地周辺の動植物の把握や希少種などの生息・生育環境への影響の回避・低減、在来種を活用した緑化など、生物多様性への配慮を推進し、必要に応じて適切な保全措置を講じるよう努めます。

〔農山漁村振興課、農村森林整備課、水産振興課、企画課、道路維持課、道路建設課、河川管理課、河川整備課、港湾課、砂防課、都市計画課、公園街路課〕

##### ○公共工事生物多様性配慮事例集の活用

「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」の取組を推進するため、引き続き、関係課と連携しながら「公共工事生物多様性配慮事例集」を更新し、関係者間で情報共有し

ます。

〔自然環境課、関係各課〕

### ○福岡県希少野生生物分布情報管理・利用要綱に基づく情報提供

公共工事を行う際の生物多様性への配慮に関する支援体制として、福岡県希少野生生物分布情報管理・利用要綱に基づき、希少野生生物分布情報の提供や生物多様性配慮に関する助言等を実施しているところであり、市町村も含め、公共工事部局における活用を促進します。

〔自然環境課〕

### ○福岡県緑化ガイドラインの活用

県の公共施設や公共工事においては、「福岡県緑化ガイドライン」に基づき、地域の気候や土壤などの自然条件に合い、かつ侵略的外来種を使用しないなど生物多様性に配慮した樹種の選定及び緑化を進め、動植物の生息・生育環境の形成に努めます。

〔自然環境課、関係各課〕

### ○福岡県環境物品等調達方針の運用

県が調達する物品や発注する公共工事が生物多様性の保全や資源の持続可能な利用に資するよう「福岡県環境物品等調達方針」を策定しています。引き続きこの方針を運用し、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献します。

〔環境保全課〕

### ○災害復旧工事における生物多様性配慮

豪雨・台風・地震等による災害が発生した際は、可能な限り生物多様性に配慮した復旧工事に努めます。河川の災害復旧については、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき行うことを原則とします。なお、重要種の生息・生育・繁殖する可能性が大きい箇所、環境保全上重要な区間・箇所においては、基本方針を踏まえ、特別な配慮を行います。

〔農村森林整備課、道路維持課、河川管理課、港湾課、砂防課〕

## ② 個別の開発工事における生物多様性への配慮

### ○治山事業における生物多様性配慮

国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全等の森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保安林等においては、国が策定した「森林整備保全事業計画」に基づき、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを治山事業により推進します。事業実施に当たっては、周辺の生態系や生物多様性の保全に配慮し、森林の有する多面的機能が総合的に発揮されるよう努めます。

〔農村森林整備課〕

### ○林内路網整備における生物多様性配慮

林内の路網整備については、自然条件や導入する作業システムに応じて、林道及び森林作業道の適切な組み合わせによる整備を推進します。特に、林道については、計画、設計、施工全ての段階で周辺環境との調和を図り、生物多様性に配慮したものとします。

〔農村森林整備課〕

### ○砂防事業における生物多様性配慮

砂防堰堤（えんてい）の整備にあたっては、現場条件等を考慮した上で、豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るため過剰な土砂流出を抑制するとともに、平常時の渓流環境の連続性や生物の生息・生育環境の保全、さらには下流域への土砂供給による海岸砂浜等の形成を図ることができる透過型砂防堰堤の採用を検討します。

〔砂防課〕

### ○農業農村整備事業における生物多様性配慮

農業農村整備事業の実施にあたっては、「福岡県農業農村整備環境対策指針」及び市町村が策定した「農村環境計画（田園環境整備マスターplan）」を踏まえ、農村の自然や景観等への負荷や影響の回避・低減を図り、自然環境に配慮した事業実施を推進します。また、計画段階から地域の環境情報協議会などを通じて、施設の機能性と安全性を基本に、生物多様性配慮の視点を導入するとともに、必要に応じ、地域住民の理解・参画や専門家の助言等を得て、計画的に推進していきます。

〔農山漁村振興課、農村森林整備課〕

### ○都市公園整備における生物多様性配慮

県民の自然環境に対する関心が高まる中、自然とのふれあいや緑豊かな環境の形成、多様な生物を育むといった都市公園の機能が期待されています。こうした期待に応えるため、人間にとっても動植物にとっても快適な空間となるよう都市公園の整備を推進していきます。

〔公園街路課〕

## ○街路樹設置における生物多様性配慮

街路樹の設置に際しては、単一樹種への偏りの防止、地域特性に基づいた在来樹種の選定のほか、生態系ネットワーク形成を考慮した樹種の導入を図ります。また、街路樹の設置や枝打ちを含む管理は、生物の生息環境調査などに基づく適切な方針を検討して実施し、生物の移動経路としての機能の確保に配慮します。

〔公園街路課〕

## ○道路建設における生物多様性配慮

道路建設にあたっては、自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むとともに、それを踏まえた上で、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな改変を避けるための構造形式の採用に努めます。また、動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めます。

〔道路建設課、道路維持課、公園街路課、農村森林整備課〕

## ○都市緑地の保全

都市に残された樹林地や都市近郊の里地里山などは、動植物の生息・生育拠点であり、生物多様性を確保する観点で重要な環境であることから、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や緑地保全地域、市民緑地の制度を活用することで、生物の生息・生育域の保全・再生・創出など市町村の取組を支援します。また、都市部における農地は、生産緑地や市民農園として都市住民が自然とふれあう場となっていることから、必要に応じて、その保全と活用を図ります。

〔公園街路課、都市計画課〕

## ○多自然川づくりの推進

河川改修にあたっては「多自然川づくり」の理念を基本とし、上流から下流まで、河川全体の自然の営みと、地域の歴史・文化との調和を視野に入れ、河川が本来有している多様な河川景観を保全・再生し、在来の生物の生息環境と生物多様性の向上に配慮した河川管理を行います。特に県内に多い中小河川については「中小河川に関する河道計画の技術基準」に基づいた河川改修計画の推進を図ります。また、必要に応じて生態系が復元しているかチェックを行い、生態系に悪影響が出ている場合は、再工事を行うなど順応的な管理を多くの事業で取り入れます。

〔河川整備課〕

## ○魚道の整備

水系の連続性確保のため、河川内の堰（せき）等の横断構造物に魚道を整備する取組をさらに進めます。加えて、河川とその流域の水路、ため池、水田等との間の生物の移動を妨げる落差等についても、事業計画時に動物の生息状況の把握に努め、後の管理者となる関係機関と対策工法を検討、協議し、流域全体の連続性の確保に努めま

す。

〔河川整備課、農村森林整備課、農山漁村振興課〕

### ○河川整備計画に基づく生物多様性保全

河川やダム湖の水辺に群落を形成する水生植物は、浄化機能を有するだけでなく、魚類やそのエサとなる水生昆虫などの水生生物の生息地として貴重な生態系の一つです。河川やダム湖の整備にあたっては、水生植物群落を適切に維持管理し、望ましい生態系の確保に努めます。また、河川整備計画の策定を通して住民意見を反映させていくことに加え、ビオトープの整備や水際植生の保全・再生などの取組、川を活かしたまちづくり活動など様々な分野におけるNPO等との連携・協働を進めます。

〔河川整備課〕

### ○河川流量の確保

河川における流量は生物多様性への影響も大きいことから、ダム下流域の河川環境を保全するために、河川維持放流のほか、弾力的管理試験により貯留した貯留水を有效地に活用し、流水の正常な機能の維持に努めます。

〔河川管理課〕

### ○生物多様性の観点からの総合的水質保全

水生生物保全に係る環境基準項目等について、水質調査を実施するなど、生物多様性の基盤となる河川、湖沼、沿岸域における総合的な水質保全に引き続き取り組みます。

〔環境保全課〕

### ○海岸保全基本計画に基づく生物多様性保全

玄界灘沿岸・有明海沿岸・豊前豊後沿岸の各海岸保全基本計画に基づき、地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を図る「自然共生型海岸づくり」を推進します。推進にあたっては、海岸の侵食に関する実態把握、海岸保全施設が生態系などの自然環境へ与える影響や効果の情報収集に努めます。

〔港湾課、水産振興課、農村森林整備課〕

### ○自然環境と調和した海岸の形成

アカウミガメやカブトガニなどの海洋生物やクロツラヘラサギやコアジサシなどの野鳥の生息場所となっている生物多様性の保全上重要な海岸や自然景観が優れた海岸については、緩傾斜護岸や石積み護岸など生物の生息環境に配慮した護岸形状を採用したり、砂浜や干潟の保全を行うなど、自然環境と調和した海岸の形成を推進します。

〔港湾課、水産振興課、自然環境課、農村森林整備課〕

## ○漁港漁場整備における生物多様性配慮

漁港漁場は、安定した漁業の生産基盤であるだけでなく、静穏な水域や遮蔽物の提供、餌料生物の蝦集（いしゅう）や生産等により、海洋生物の産卵場や仔稚魚（しちぎょ）の育成場としての役割も担っています。そのため、漁港漁場整備に際しては、対象水産資源の生態のみならず、底生生物や藻類などの生物の多様性にも配慮し、水産資源の持続的な利用を図るために整備を推進します。

〔水産振興課〕

## ○港湾整備における生物多様性配慮

港湾整備において、環境に配慮すべき場所では、生物共生機能を付加させることにより、生物生息場を創出し、良好な海域環境の再生・創出に取り組みます。また、地域住民が自然に親しめる空間とあわせて、多様な生物の生息・生育空間を創出できるような緑地の整備に努めます。

〔港湾課〕

## ○海砂採取の適正管理

玄界灘の海砂採取については、漁場や海岸侵食への影響を考え、「福岡県一般海域管理条例」により、採取区域等の規制を行っているところです。今後も、自然環境への影響を監視するために、継続的なモニタリング調査を実施するとともに、関係部局が連携して海砂採取の適正な管理を行います。

〔港湾課、自然環境課、漁業管理課〕

## ○再生可能エネルギー導入に際しての生物多様性配慮 【新規】

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正（2021（令和3）年6月公布）に伴い、地域の環境保全や課題解決に貢献する再生可能エネルギーを活用した地域脱炭素化促進事業を推進する仕組みが創設されました。この改正法に基づき、市町村が地域脱炭素化促進事業の「促進区域」を設定する際の環境配慮の方針として、地域の景観や動植物・生態系等の自然環境への配慮等を定めた環境配慮基準を地球温暖化対策実行計画等に定めることを検討します。

〔環境保全課〕

## ◆目標2-4に関して実践できることを考えてみましょう◆

### 県民の取組

- ・開発行為が生物多様性に配慮されたものになっているか、県民の立場から注目しましょう。

### 事業者の取組

- ・開発や土地利用の改変を行う場合は、生物の生息・生育状況や景観、保護価値の重要性などを把握し、開発・土地改変の回避、開発・改変面積の低減、代償措置の優先順位で保全策を検討しましょう。
- ・開発に伴う緑化に当たっては、場所に応じて在来種や地域性種苗（その地域に自生

している樹木から採種して育てた苗木) を植栽しましょう。

### <数値目標>

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
公共工事生物多様性配慮事例集の掲載件数	39件	24件



### コラム 18 生物多様性に配慮した河川整備

日本列島は急峻な地形と降水量が多い気候の影響で水害が非常に多く、治水や利水に重点を置いた河川開発が積極的に進められてきました。しかし、コンクリート護岸や堰の設置、河道の直線化などにより、河川とその周辺に生息・生育する生物は大きな影響を受けました。そこで、1997（平成9）年に改正された河川法において、「河川環境の整備と保全」が法目的の一つとして位置づけられ、治水・利水と環境が両立する河川整備が前進する大きなきっかけとなりました。また、2006（平成18）年には、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出することをすべての川づくりの基本とした「多自然川づくり基本指針」が策定され、河川が本来持つ土砂浸食・堆積・運搬等の自然の仕組みを保全・再生する形での河川整備が全国的に進展しつつあります。

県内においても、様々な河川で生物多様性に配慮した河川整備が進められています。上西郷川や板櫃川、撥川は全国的によく知られた多自然川づくりの取組事例です。ほかにも、博多湾流入河川では河床に堆積した土砂を浚渫（しゅんせつ）する際、生物の生息・生育環境が素早く回復するよう、河道を全面一様に平坦にするのではなく、流路と水際の形状を保全し、陸域の堆積土砂のみを浚渫する工夫が行われました。その結果、治水安全度を確保すると同時に、浚渫前にはなかったワンドが形成され、絶滅危惧種のハカタスジシマドジョウをはじめとする多様な魚類の生息が、浚渫後にも継続して確認されています<sup>131)</sup>。



水際を保全した浚渫の例（室見川：左から浚渫前、浚渫直後、浚渫から2年後）

### 行動指針3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります

#### 目標3-1 持続可能な農林水産業を通じて、森林、農地、沿岸域の生物多様性の維持・向上を図ります

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、農林水産業の営みが、人々にとって身近な里地里山里海の自然環境を形成し、多様な生物が生息・生育する上で重要な役割を果たしてきました。

本来、農林水産業は、自然に順応するかたちで自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによって、その恵みを享受する生産活動です。農林水産業を持続可能なものとして維持・発展させていくためには、生物多様性の保全の視点が重要です。

##### 県の取組

###### ① 林業・森林分野における取組

###### 重点プロジェクト12／森林の有する公益的機能の発揮に向けた森林整備

人工林では、間伐など手入れが行われず放置されると、荒廃が進み森林が有する公益的な機能が低下し、洪水や土砂災害などが発生する可能性が高まります。このため、福岡県森林環境税を活用し、強度間伐等の森林整備に取り組み、公益的機能が長期的に発揮できる森林に誘導します。

〔林業振興課〕

###### ○地域森林計画に基づく生物多様性保全

本県の自然的・経済的・社会的条件を踏まえて地域森林計画を策定し、適切に運用します。策定に際しては、生物多様性保全機能など森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標等を定めます。また公益的機能別施業森林の区域（ゾーニング）に関して、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林等を「保健文化機能維持増進森林」とする等、地域の森林のマスタープランである市町村森林整備計画の指針を示します。

〔農山漁村振興課〕

###### ○保安林制度による生物多様性保全

公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として計画的に指定するとともに、その適切な管理を推進します。特に、ダム上流の重要な水源地や集落の水源となっている保安林において、下層植生豊かな森林形成や広葉樹林化など、浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林の維持・造成を推進することで、森林と生物多様性の保全を図ります。

〔農山漁村振興課、農村森林整備課〕

## ○広葉樹林・針広混交林への誘導

経営が困難な人工林や希少な生物が生息・生育するなど属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる人工林においては、強度間伐による針広混交林化や主伐後の天然更新を進めるとともに、自然林（広葉樹林・針広混交林）へ誘導するための基本的な事項をとりまとめた「自然林誘導ハンドブック」を活用するなどして、自然林へ誘導し、健全な森づくりを推進します。

〔林業振興課、農村森林整備課〕

## ○広葉樹造林の普及指導

広葉樹苗木の選択については、地域原種、耐候性、病虫害、遺伝的な多様性、遺伝子非かく乱性などを考慮する必要があります。このため、県内での広葉樹造林に適した樹種の施業技術について、林業家や林業事業体などに普及指導します。

〔農山漁村振興課〕

## ○放置竹林対策の推進

放置竹林の拡大を防ぐため、関係市町村と連携強化を図りながら、森林組合や市町村に対し、他の樹種への植え替えや、人工林に侵入した竹の伐採等の支援を行います。

また、地域住民やNPO等が行う竹林整備を推進するため、森林・山村多面的機能発揮対策交付金等を活用しその活動を支援します。

〔林業振興課、農山漁村振興課〕

## ○自伐林家の育成

近年、地域の森林・林業を支える主体の一つとして自伐林家が注目されています。このため、森林の有する公益的機能の長期的な発揮に向け、研修等により自伐林家を育成するとともに、間伐を行うために必要となる小型バックホウや林内作業車などの機材導入の支援等を実施し、間伐を実施する体制づくりを進めます。

〔林業振興課〕

## ○多様な担い手による森林（もり）づくりの推進

NPO等や森林ボランティア団体、企業などの多様な担い手による森林（もり）づくりを推進するとともに、森林づくり活動に関心のある企業などを対象に、森林の整備・保全活動ができる森林をフィールドとして紹介し、活動の支援を行います。

〔農山漁村振興課、林業振興課〕

## ○建築物等における県産木材の利用促進

県有施設における木造・木質化を積極的に進めるとともに、市町村や民間の施設における木材利用を促進します。また、県産木材の利用を拡大することで、山村地域の活性化にも貢献します。

〔林業振興課〕

## ○合法伐採木材等の流通及び利用の促進

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、県が木材・木材製品を調達する際は森林認証などにより証明されたものとともに、クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の趣旨を踏まえ、民間企業、一般消費者まで合法伐採木材等の普及に努めます。

〔林業振興課〕

## ○森林認証制度への支援【新規】

生物多様性の維持・向上など環境に配慮した持続可能な森林経営を認証する「森林認証制度」の取組が国際的に進んでいます。森林認証制度の普及に向け、県内自治体の率先した取組を支援します。

〔林業振興課〕

## ○フォレスター及び森林施業プランナーの育成

水源のかん養や生物多様性保全などの森林の持つ公益的機能を重視し、市町村の森林整備計画の策定を支援する森林総合監理士（フォレスター）及び地域の森林経営計画の策定を支援する森林施業プランナーの育成に取り組みます。

〔林業振興課〕



## コラム 19 森林の有する多面的機能と荒廃森林の再生

森林は、生物多様性の保全、木材生産、土砂災害の防止、水源のかん養、保健やレクリエーションの場の提供など多くの機能を有しています。これらの機能は、森林の有する多面的機能といわれており、私たちに様々な恵みをもたらしています。

近年は、これらの多面的機能のうち、頻発化・激甚化する豪雨災害などの自然災害に対する土砂災害防止・土壤保全機能や、脱炭素社会の実現に向けた CO<sub>2</sub> 吸收源としての地球環境保全など森林の有する公益的機能の重要性はますます高まっています。

しかし、森林管理の担い手となる林業従事者は減少傾向にあり、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までの10年間で荒廃のおそれのある人工林は約1万haに及ぶと予測されています。

そこで、本県では、福岡県森林環境税を活用し、荒廃のおそれのある人工林を対象とした強度間伐等の森林整備に取り組み、森林の荒廃の未然防止を図っているところです<sup>95)</sup>。

さらに、同税を活用し、県民自らが企画・実行する森林（もり）づくり活動への支援を通して、森林ボランティア活動の活性化を図るとともに、多様な主体による森林保全を推進しています。



\*国内の金額は、日本学術会議が試算した国内の森林の有する各機能に対する貨幣評価を示す。

### 森林の有する多面的機能、公益的機能のイメージ

出典：日本の森林・林業の今（林野庁）<sup>132)</sup>をもとに作成

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/30hakusyo\\_info/index.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/30hakusyo_info/index.html)

## ② 農業・農地分野における取組

### ○減農薬・減化学肥料栽培の推進等

減農薬・減化学肥料栽培の取組を推進することで、生物多様性の保全に貢献します。また、直売所等において生産者とともに販売を行うなど様々な機会を活用し、環境保全型農業等の普及啓発に取り組みます。

〔食の安全・地産地消課〕

### ○環境保全型農業直接支払制度による生物多様性保全

化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入促進を図り、併せて生物多様性保全等に効果の高い営農活動の取組を支援します。支援対象となる生物多様性関連の取組メニューについては、国が全国一律に提示したものだけではなく、本県の自然的・社会的条件に応じた特認取組を国に申請し、地域の生物多様性に貢献する環境保全型農業をより一層推進します。

〔食の安全・地産地消課〕

### ○中山間地域等直接支払制度による生物多様性保全

適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から「中山間地域等直接支払制度」で中山間地域などへの支援を行います。これにより地域協働活動を活性化し、中山間地域が有する県土の保全や生物多様性の保全等の様々な効果の発揮を図ります。

〔農山漁村振興課〕

### ○多面的機能支払制度による生物多様性保全

多様な生物を育む場ともなる農地や農業水利施設等の資源が、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となっています。地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみでこれら資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を行う集落を支援します。さらに、集落・民間企業・行政等が協働して行う農村環境を活用した取組を支援します。

〔農山漁村振興課〕

### ○総合的病害虫・雑草管理の推進

病害虫などの防除については、病害虫・雑草の発生を抑制する環境の整備に努め、病害虫発生予察情報の活用や場状況の観察による適切な防除のタイミングの判断に基づき多様な防除手法による防除を実施する総合的病害虫・雑草管理（IPM）を積極的に推進するとともに、天敵に影響の少ない化学合成農薬の利用などを推進します。これらの取組により、土壤微生物や地域に土着する天敵をはじめ農業生産環境における生物多様性保全をより重視した防除を推進します。

〔経営技術支援課〕

## ○GAP認証取得の推進

GAP（農業生産工程管理）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の考え方を兼ね備えた持続可能な農業生産を確保するための取組です。福岡県GAPや国際水準GAPの認証取得を推進し、制度の普及拡大を図ることにより、農業生産の持続可能性を確保します。

〔食の安全・地産地消課〕

## ○伝統野菜の保存と普及

県内では、かつお菜、山潮菜、八媛在来かぼちゃ、蒲池大水芋などの伝統野菜が栽培されています。これら地方品種の栽培にあたっては関係機関とも連携の上、必要に応じて技術的支援を図っていきます。

〔経営技術支援課〕

## ③漁業・沿岸分野における取組

### ○福岡県資源管理方針に基づく適切な資源管理

海洋生態系を健全に保ち、水産資源を持続可能に利用するためには、資源管理型漁業の推進が必要であり、公的規制と併せて漁業者による自主的な資源管理が行われています。また、資源が著しく減少、あるいは広い海域で管理が必要な魚種については、関係県で資源管理方針を策定し、資源の保存・管理を推進します。

〔水産振興課〕

### ○資源管理協定に基づく適切な資源管理

水産資源の持続的利用を図るため、資源状況等に即して休漁、漁具、漁法の規制等の漁獲努力量の抑制、種苗放流、漁場改善などの取組を推進する必要があります。これまで漁業者によって自主的に取り組まれてきた資源管理計画は、漁業法の改正に伴い、新たな制度である資源管理協定に順次移行されます。このため、県では、漁業者の理解と協力を得ながら、新たな資源管理の取組を推進していきます。

〔水産振興課〕

### ○水産資源の動向把握と管理

水産資源は、持続的な利用が可能な資源であり、その適切な保存・管理は、水産物の安定供給の確保と生物多様性の観点からも重要です。そのため、水産海洋技術センターでは、引き続き水産資源の動向把握を行うとともに、最新の科学的知見に基づいた評価を行っていきます。

〔水産振興課〕

### ○栽培漁業における生物多様性配慮

放流計画の策定、種苗の生産、放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、系群への影響などに配慮するなど、県が策定した「水産動物の種苗の生産及び放流並び

に水産動物の育成に関する基本計画」に基づいた環境・生態系と調和した増殖を推進するとともに、放流ガイドラインを策定し、啓発に努めます。

〔水産振興課〕

### ○養殖漁場の改善

養殖業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進し、策定した漁業者に対して活動を支援します。

〔水産振興課〕

### ○藻場・干潟の保全

藻場や干潟は、遺伝的多様性や地域固有性に配慮した海藻（草）や二枚貝稚貝の移植、有害生物の除去など適切な管理により、生態系の健全性を維持することができます。このため、環境・生態系の維持・回復を目的とした水産庁、県、市町村による水産多面的機能発揮対策事業等を活用し、漁業者や地域住民などによる藻場・干潟の保全活動を支援し、藻場・干潟の保全をより一層推進します。

〔漁業管理課〕

### ○内水面における適切な水産資源の増殖

漁業免許付与に伴う漁業対象魚の増殖義務にかかる漁協の増殖活動について、最新の科学的知見と持続可能な漁業資源確保の観点から、種苗放流による増殖のほか、産卵場造成や生息環境の保全・再生による増殖についても普及に取り組みます。

〔水産振興課〕

### ○内水面における外来生物等による被害の防止

生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立って、オオクチバス、ブルーギル等の外来生物の防除研究、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病などに対する疾病対策を推進します。

〔水産振興課〕

### ○海洋プラスチック・海岸漂着物対策の推進【強化】

近年、ポリ袋やマイクロプラスチック等の海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が懸念されています。海洋プラスチックの多くは、陸域でポイ捨てされたものや不法投棄されたものが、河川を経由して海に流れ込んだものであることから、福岡県海岸漂着物対策地域計画に基づき、海岸漂着物の発生抑制を含めた海岸環境の保全についての普及啓発を行うとともに、海岸漂着物の回収等に取り組みます。また、2019（令和元）年度に立ち上げた海岸漂着物対策推進連絡会議において、海岸漂着物の回収に係る課題や対策について協議を行う等、県及び市町村が連携し、海岸環境保全に取り組みます。

〔廃棄物対策課、漁業管理課、港湾課〕

## ○漁業者による海洋ごみの回収の促進

漁場へ流入したごみは、漁業の操業に支障を来すだけでなく、海洋生物の生息場にも悪影響を与えることがあります。県では、漁業者が行う漁場へ流入したごみの回収作業に対する支援をすることで、漁場を含めた海域の生態系の保全に貢献します。

〔漁業管理課〕

## ❖目標3-1に関して実践できることを考えてみましょう❖

### 県民の取組

- ・私たちの生存に欠かせない食料や生活資材を供給する農林水産業の持続可能な維持・発展には、生物多様性が重要な役割を果たしていることについて理解を深めましょう。
- ・減農薬、減化学肥料栽培や有機栽培でつくられた農産物等を積極的に購入しましょう。また、県産材を積極的に利用しましょう。
- ・山菜、きのこ、アサリなどの天然資源は、環境や生態に配慮し、採りすぎないことを意識しながら収穫を楽しみましょう。

### 事業者の取組

- ・森林の間伐等の施業を適切に実施し、野生生物の生息・生育地として良好な環境を創出しましょう。
- ・化学合成農薬・化学肥料の使用頻度や量をなるべく減らし、環境に優しい農業に取り組みましょう。
- ・漁獲量や資源の動向に注意を払いつつ、水産資源を適切に保全・管理しましょう。

### <数値目標>

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
森林荒廃の未然防止に取り組む面積	累計 9,400ha	累計 3,700ha (2020年度)
農地等の維持・保全に取り組む面積	42,180ha	41,545ha (2020年度)
藻場・干潟の保全に取り組む人数	850人	758人 (2020年度)

## 目標3-2 事業活動における生物多様性への配慮を浸透させ、その保全と持続可能な利用につなげます

事業者は、製品やサービスを通じて、自然の恵みを広く社会に供給する重要な役割を担っています。直接的に生物資源を扱わない事業者であっても、その事業活動の多くは、間接的に生物多様性の恩恵を受け、あるいは生物多様性に影響を与えています。事業者が、消費者を含めた多様な主体と連携しながら、生物多様性の保全等に取り組むことは、自然共生社会の実現に向けて社会全体の動きを加速させるだけでなく、自らの事業を将来にわたって継続していくためにも必要です。

### 県の取組

#### 重点プロジェクト13／事業者における生物多様性保全の取組の促進【新規】

事業者における生物多様性保全の取組を促進するため、生物多様性保全活動を行っている事業者やNPO等の活動事例等をとりまとめた啓発資料を作成し、生物多様性情報総合プラットフォームで提供するとともに、事業者が実施する社員研修や今後の取組の検討資料としての活用を促します。

〔自然環境課〕

#### ○生物多様性民間参画ガイドラインの普及

事業者に対し、国が策定した「生物多様性民間参画ガイドライン」の普及広報や、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の関係を測る指標、生物多様性の保全に寄与する優れた取組に対する表彰制度などの情報を収集・発信することにより、生物多様性保全への民間参画を促進します。また、県内企業の優良取組事例の紹介を行います。

〔自然環境課〕

#### ○企業所有地における生物多様性保全の取組の促進

企業が所有している土地で、良好な自然環境が維持されている土地については、野生生物の保全活動や環境教育の場として活用していくことが望まれます。また、工場立地法により一定規模以上の工場に義務づけられている緑地や都市部のあまり利用されていない所有地については、身近な生物の生息・生育地やビオトープづくりの場などとしての活用も考えられるため、生物多様性情報総合プラットフォームを活用し、事例紹介などにより土地の有効活用を呼びかけていきます。

〔自然環境課〕

#### ○事業者が実施する緑化再生への支援

都市計画法に基づく開発行為のほか、岩石採取、林地開発及び土砂埋立て等の許可・

認可に係る計画地において、事業者が取り組む緑化再生が、生物多様性に資するものとなるよう、事業者等に対して、研修会を実施したり、福岡県緑化ガイドライン公開の検討を行うなどして、自主的な取組を支援します。

〔工業保安課、農山漁村振興課、都市計画課、自然環境課〕

### ○企業とNPO等との連携促進

生物多様性保全に関する専門性とネットワークを持つNPO等とパートナーシップを組むことで、企業の社会貢献活動の充実が図られます。生物多様性保全活動に関心を持つ企業を探索するとともに、これらの企業と、企業の持つ資源を活用した協働を希望するNPO等とのマッチングを支援するために、企業側とNPO側両方に向けて協働事例等の情報発信を行うなどして、両者による活動を促進します。

〔社会活動推進課、自然環境課〕

### ◆目標3-2に関して実践できることを考えてみましょう◆

#### 県民の取組

- ・自然環境保護や生物多様性の保全等を目的とした企業のCSR（企業の社会的責任）や生物多様性に配慮された事業活動について、県民の立場から注目し、製品やサービス、投資先等を選択する際の参考にしてみましょう。
- ・企業とNPO等とのパートナーシップによる生物多様性保全等の取組に関心を持ち、活動に参加できる場合は参加して応援しましょう。

#### 事業者の取組

- ・CSR（企業の社会的責任）やSDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に向けた取組として、生物多様性への配慮を行いましょう。
- ・「生物多様性民間参画ガイドライン及び事例集（2017年環境省）」を参考に、生物多様性保全を含めた環境保全の取組を積極的に行いましょう。また、事業活動の各段階で生物多様性への影響を評価し、その影響を低減するよう努めましょう。
- ・自社の生物多様性や環境配慮の取組に関する情報は、ホームページやSNSなどを通じて消費者やユーザーに対し積極的に開示・発信しましょう。消費者等からの支持や投資家の評価につながることが期待されるだけでなく、生物多様性に関する社会の機運醸成にもつながります。
- ・自社の生物多様性や環境配慮の取組を実施する際は、専門性を有するNPO等とパートナーシップを組むなど、より効果的な取組の実現を目指しましょう。

#### <数値目標>

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
「エコ事業所」登録事業所数	2,974 事業所	2,374 事業所 (2021年度当初)

### 目標3-3 自然環境や生態系を活用した気候変動対策やグリーンインフラ等の取組を推進します

生物の生存基盤となる気温や降水量などの環境条件の変化は、生物多様性の保全と密接な関わりがあります。生物多様性や生態系サービスの変化は、農林水産業や各種産業、私たちの暮らしにも影響を与えることから、総合的な地球温暖化対策と相互に関連しあいながら生物多様性の保全を図っていく必要があります。

また、最近は、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方である「自然を活用した解決策（NbS）」に対する関心が高まっています。NbSは生態系を活用した適応策（EbA）、グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）などを包含する大きな考え方だとどまらず、持続可能な地域づくりなど幅広い分野の社会的課題の解決に取り入れていくことが重要です。NbSは環境・社会・経済の諸課題を同時解決し、持続可能な社会の実現を目指す統合的な取組であり、この考え方や重要性について、社会への浸透を図っていく必要があります。

#### 県の取組

##### ① 気候変動影響に関する取組の推進

###### ○地球温暖化対策の推進【強化】

2021（令和3）年度末に、地球温暖化対策推進法の基本理念や国の地球温暖化対策計画の改定内容等を踏まえ、脱炭素社会の実現を目指す、「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」を策定しました。これに基づき総合的な地球温暖化対策を推進することで、生物多様性の保全に寄与します。また、福岡県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員の活動により、地域住民からの相談対応等、地域に密着した啓発活動を推進します。

〔環境保全課〕

###### ○都市緑化の推進

都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。また、在来種を用いた効果的な緑化方法や優良事例について、情報収集を行います。

〔公園街路課、環境保全課、自然環境課〕

###### ○木質バイオマスの有効利用の推進

間伐材等木質バイオマスの有効利用の推進については、森林保全、林業振興、地域産業活性化、生物多様性保全、地球温暖化対策等の経済と環境が両立する複合的な効果が高いことから、他県の先進的な事例を参考にするなどして、森林資源の地産地消・環境貢献型のモデルを検討していきます。

〔林業振興課〕

## ○気候変動影響や適応策に関する情報発信 【新規】

「福岡県気候変動適応センター」では、気候変動に関する情報の収集・発信拠点として、地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・分析し、市町村、事業者、県民に分かりやすく提供します。

〔環境保全課〕

## ○生態系を活用した適応策（EbA）の啓発 【新規】

最近、気候変動に対する適応策の一部として、生物多様性や生態系サービスを活用し、気候変動のリスクや損失を軽減するアプローチである「生態系を活用した適応策（EbA）」が注目されています。この考え方に基づく樹木の蒸散や緑陰による暑熱の緩和、森林の育成による土砂災害防止等について事例を収集し、広く啓発していきます。

〔自然環境課〕

## ② 持続可能な社会に向けたグリーンインフラ等の取組の推進

### ○社会資本整備におけるグリーンインフラの活用

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。本県における社会資本整備や土地利用等についても、生態系ネットワークの保全・再生・活用、健全な水資源の循環など、グリーンインフラを活用した自然共生社会づくりの普及と導入の働きかけを進めます。

〔自然環境課、企画課〕

### ○生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）、自然を活用した解決策（NbS）の啓発【新規】

グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる考え方が「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」です。さらに、最近、EbA やグリーンインフラを包含した、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方である「自然を活用した解決策（NbS）」が注目されています。これらの考え方について、普及と導入の働きかけを進め、県民に対して広く啓発を行います。

〔自然環境課〕

### ○流域治水におけるグリーンインフラの活用 【新規】

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者（市町村、住民等）が協働して、流域全体で水害を軽減させる対策です。県では、管理する二級水系について「流域治水協議会」を設置し、流域治水の全体像をとりまとめた「流域治水プロジェクト」の策定を進めています。流域治水の取組においては、グリーンインフラの考え方を取り入れながら、災害リスクの低減

に寄与する生態系の機能を保全・再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献するよう努めます。

〔河川整備課、関係各課〕

### ○総合土砂管理による健全な流砂系の確保

堰やダム等の建設や河川の護岸による治水・利水事業は、県民生活の向上に貢献する一方で、海岸域や中下流域への土砂の供給量の低下を招き、生態系や景観等を悪化させる一要因となっています。山地・森林・渓流・河川・農地・海岸などにおいて環境整備を行う際は、流砂系全体の土砂動態の健全化を目指した土砂管理に努めます。

〔河川整備課、港湾課、砂防課、農村森林整備課、水産振興課〕

### ❖目標3-3に関して実践できることを考えてみましょう❖

#### 県民の取組・事業者の取組

- ・生物多様性が気候変動適応や防災・減災、水質の浄化等の様々な社会的課題の解決に貢献しうることについて、理解と関心を高めましょう。
- ・所有する敷地や屋上・壁面等の緑化を行い、気候変動やヒートアイランドの緩和に貢献しましょう。

#### 事業者の取組

- ・生物多様性に影響を及ぼす地球温暖化の防止を図るため、事業活動における省資源や省エネルギーを推進しましょう。

#### <数値目標>

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
温室効果ガス総排出量の削減率	38.3%	22.9% (2018年度)

## 行動指針4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します

### 目標4-1 生物多様性の保全・再生に向けた活動が持続的に展開できるよう、多様な主体の参加と協働を促進します

生物多様性の保全に長期間継続して取り組むためには、個人や特定の団体の努力に頼った活動のみでは継続が困難な場合があります。このため、各主体がそれぞれの強みを活かしながら協働・連携して取り組める体制の構築やネットワークの形成など、取組を継続していくための仕組みづくりが必要です。仕組みづくりを担う行政は、環境のみならず、県土保全、社会資本整備、産業・科学技術振興、農林水産業の振興、モノづくり、人づくり、まちづくり、教育・文化の振興など、広範な分野で施策を展開し、かつ国から市町村まで多層的です。これらの関連施策が生物多様性を考慮したものとなることで、社会全体による生物多様性を支える基盤づくりの推進が期待されます。

#### 県の取組

##### ① 行政施策への浸透

###### 重点プロジェクト14／県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入

国土利用計画、土地利用基本計画、農林水産振興基本計画、地域未来投資促進法基本計画などの各種基本計画や、地域森林計画、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、河川整備基本方針などの各種指針の策定にあたっては、計画相互の整合性を勘案して計画及び重点事業を立案し、生物多様性の保全等に配慮する旨の方針を示します。

〔総合政策課、農林水産政策課、河川整備課、港湾課、都市計画課、農山漁村振興課、産業特区推進室〕

##### ○福岡県生物多様性戦略府内推進会議の実施

部局横断的な取組を推進するため、福岡県生物多様性戦略府内推進会議を開催します。また、必要に応じて分科会で特定事項の検討等を行います。  
〔自然環境課〕

##### ○市町村生物多様性地域戦略の策定支援

地域の生物多様性の保全等には、地域の自然的・社会的条件に則した取組が必要であり、生物多様性基本法は、地方自治体による施策の総合的かつ計画的な推進を求めていました。県内では、7市（北九州市、福岡市、久留米市、福津市、古賀市、糸島市、うきは市）が生物多様性地域戦略を策定しています。更なる県内の市町村による生物多様性地域戦略の策定を促進するため、市町村担当者会議や研修会などにより機運醸成を図るほか、策定を検討している市町村に対して助言や情報提供を適宜行います。

〔自然環境課〕

## ○市町村が実施する生物多様性関連事業の支援

市町村が実施する絶滅危惧種等の保護事業や里地里山の生物多様性の保全・再生事業等、生物多様性の保全に資する事業に対し、必要に応じて助言を行います。

〔自然環境課〕

### ② 多様な主体の参加促進

#### ○地域環境協議会における生物多様性保全活動への地域住民参加の促進

現在では、多くの人々が自然環境や野生動植物に関心を持つようになってきていますが、参加する方法が分からず、きっかけがないなどの理由で実際に NPO 等の活動に参加している人はまだ一部に限られています。保健福祉環境事務所が事務局となる県内 6 か所の地域環境協議会では、自然観察会などを通して地域住民が参加できる活動の機会を設けてきました。引き続き、この事業を積極的に行うとともに、NPO 等の活動を発信することで、地域住民の参加を促進します。

〔自然環境課、社会活動推進課、環境政策課〕

#### ○地域環境協議会における多様な主体の連携・協働

県内各地域において、それぞれの自然的・社会的条件を踏まえた地域活動が展開されていますが、地域内の各主体が連携を図る機会は、それほど多くはありません。地域環境協議会では、各主体が連携・協働していくよう、情報交換・企画会議、環境保全活動等、様々な交流会を設けてきました。今後も引き続き、多様な主体の参加を促進することで、有機的なネットワークづくりを推進します。

〔自然環境課、環境政策課〕

### ③ 人材育成と活躍の場づくり

#### 重点プロジェクト 15／生物多様性アドバイザー制度の利用促進【強化】

生物多様性の普及や保全、担い手育成、各主体間の連携促進や地域資源の発掘・活用に関して、専門性を有する人材（生物多様性アドバイザー）の登録・派遣制度の運用について改善を図り、県や市町村、教育機関、NPO 等、企業、自治会などが実施する啓発、保全、調査研究、人材育成、地域づくり、社会貢献活動の効果的な実施を支援します。

〔自然環境課、関係各課〕

#### ○生物多様性に関する人材育成講座の実施

生物多様性の重要性について県民の認識の向上を図るため、生物多様性に関する普及啓発活動を行う人材の養成や、市町村、企業、自治会が行う活動を支援できる人材を養成することを目的とした講座を開催します。

〔自然環境課〕

**◆目標4-1に関して実践できることを考えてみましょう◆****県民の取組・事業者の取組**

- ・県や市町村が策定している「生物多様性地域戦略」を読み、地域の生物多様性の現状と課題、今後の取組の方向性等について理解しましょう。
- ・県やNPO等が行う生物多様性の保全活動（自然観察会や水辺教室、里地里山保全活動等）に積極的に参加し、生物多様性への理解を深めましょう。
- ・NPO等が行う生物多様性保全の活動が持続的なものとなるよう、寄附や会費などによる資金的支援、活動へのボランティア参加、場所や物品の貸与・提供、技術支援など、無理なくできる方法でNPO等の活動を応援しましょう。
- ・生物多様性保全の活動を企画する際は、生物多様性の普及や保全等に専門性を有する人材を派遣する「生物多様性アドバイザー」制度を活用しましょう。

**事業者の取組**

- ・行政・事業者・NPO等で構成するネットワークに参加し、地域における生物多様性保全活動の活性化や各主体の交流促進に取り組みましょう。

**<数値目標>**

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
生物多様性アドバイザー派遣実績数	75件 (5年間累計)	50件 (4年間累計)



## コラム 20 つなげたい！古賀の生命（いのち）伝えたい！ 共に生きる力 —生物多様性古賀戦略—

私たちの生命（いのち）が、かけがえのないものであるように、全ての生きものの生命もかけがえのないものです。自然に大きな影響を及ぼす力を持つ私たちは多様な生きものと共に暮らしていること、多様な生きものの恩恵を受けて生命をつないでいることを深く理解し、人と生きものが共存、共栄していける社会をめざさなければなりません。



古賀市には緑豊かな犬鳴の山々や白砂青松の美しい海岸線を有する海、さらにこの海にそぞぐ大根川などをはじめとする豊かな自然があります。

「古賀のことをもっと知ってもらい、もっと好きになってもらい、古賀に関わるみんなで生きものや自然を豊かにしていきたい。」

「生きものから受ける恵みに感謝し、その恵みを将来へ引き継ぎたい。」

そんな願いから、「つなげたい！古賀の生命（いのち）伝えたい！共に生きる力 —生物多様性古賀戦略—」を2019（平成31）年3月に策定しました。本戦略の策定には、福岡県公立古賀竟成館高等学校、ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）などの様々な方に関わっていただきました！

「自然の恵みに感謝し、次世代へ引き継ぐ 自然と共に育つまち」を古賀の将来像として掲げ、2033年までの実現をめざします。

今の高校生たちが大人になり、地域社会を担っていく年齢になるそのころ、確実にバトンタッチし、また、そのバトンはさらに次の世代へつないでもらいたい。そんな願いを込めながら、私たちは責任を持って、次のAction（アクション）を起こします。

### 4つのAction\*

#### Action 1. 生物多様性を知る

古賀に関わるいろんな人が生物多様性について知り、考えていくことができるよう、生物多様性の大切さやもろさなどを伝えていきます。

#### Action 2. 生物多様性を守る

多様な生きものが住みやすい環境を守っていきます。

#### Action 3. 生物多様性を活（い）かす

生物多様性から受ける恵みをいつまでも活かしていきます。

#### Action 4. 環（わ）を広げる

人と人、人と地域などの環を広げ、生きものと自然、人と自然の環へ発展させていきます。

\*4つのActionには、それぞれ方針や具体的な取組が示され、さらには生物多様性古賀戦略とSDGsの17のゴールとの関係性が分かるように、方針ごとに関連するゴールを記載しています（生物多様性古賀戦略、p.23）。

#### 古賀市ホームページ「生物多様性古賀戦略」

URL : <https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/kankyo/plans/plans001/006.php>



※このコラムは古賀市から提供されました。

## 目標4-2 生物多様性に関する情報を収集・整理・活用し、保全活動を支援するための仕組みづくりを進めます

県内の自然環境に関する調査や研究を継続し、生物多様性に関する科学的知見に基づく現状評価や効果的な保全技術の確立などに取り組んでいく必要があります。また、行政機関、調査研究機関、NPO等の様々な主体による調査や研究結果を収集・蓄積し、お互いが利用しやすいかたちで提供することで、県内の生物多様性の保全と持続可能な利用に役立てていく必要があります。

### 県の取組

#### ○生物多様性に関する調査研究機能等の拡充

本県の生物多様性に関する調査研究、情報収集、技術指導等を一括して行う拠点となるよう、その役割を担う保健環境研究所の機能拡充を検討します。

〔自然環境課〕

#### ○福岡県生物多様性地理情報システムの活用

県内の生物多様性の現状を把握するため、保健環境研究所が中心となって環境省自然環境保全基礎調査結果及び福岡県レッドデータブック調査情報などを集約して、生物多様性地理情報システムを構築しました。引き続き情報収集を行うとともに、得られた情報については、希少種情報等に配慮しつつ、県の関係部局や市町村、保全団体、事業者、一般県民などに広く公開することで、保全に向けた取組を推進します。

〔自然環境課〕

#### ○鳥獣生息状況の情報収集

鳥類や狩猟鳥獣の生息分布状況や、ガン・カモ・ハクチョウ類の飛来状況、シカの生息密度等、県内の鳥獣の生息状況の情報収集に努めます。得られた情報については、鳥獣保護管理事業計画の策定、鳥獣保護区の設定、各種開発行為の環境影響評価等に活用します。

〔自然環境課、農山漁村振興課〕

#### ○生物多様性保全のための森林管理技術の開発

生物多様性保全に配慮した持続可能な森林管理を行うため、病虫害に対する被害軽減技術の開発及び生物多様性を保全するための森林管理技術の開発を行います。

〔農林水産政策課〕

#### ○生物多様性指標の開発

都市や河川、ため池、水田、森林などの生物多様性の状況が分かる指標を開発し、市町村やNPO等が行う生物多様性評価や取組の進捗状況の把握等を支援し、保全の取組を促進します。

〔自然環境課〕

## ○河川における生物多様性情報の収集

河川水辺の国勢調査や本県の各種調査結果を活用し、県内の河川環境に関する情報を収集するとともに、全県的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握します。

〔河川整備課、自然環境課〕

## ○海域における生物多様性情報の整備

沿岸域を含む海洋全般における生物多様性の保全を総合的に推進するため、藻場、干潟等浅海域生態系の生物相に関するモニタリング調査等、海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を、国を含めた関係部局の連携のもとに進めます。

〔漁業管理課〕

## ○有明海の保全に関する調査研究

「有明海の再生に関する福岡県計画」に基づき、県の試験研究機関をはじめ、国、大学、市町村、民間関係機関等と連携を図りつつ、有明海の海域環境の保全と改善、当該海域における水産資源の回復等に関する調査研究及び技術開発に取り組みます。

〔漁業管理課〕

## ○ワンヘルス中核拠点の整備 【新規】

ワンヘルスの理念に基づき、県民の命と健康、生活環境を守るため、より安全性が高く、新興感染症等に対応できるよう、県保健環境研究所の再整備を進めます。また、ワンヘルスに取り組む機関や団体等との連携強化を図るため、当該機関等と情報を共有し、共同で調査研究等を行うための土台（調査・研究プラットフォーム機能）を新設します。

〔ワンヘルス総合推進室〕

## ❖目標4-2に関して実践できることを考えてみましょう❖

### 県民の取組・事業者の取組

- ・県や自然保护団体等が実施する自然環境の調査等に参加しましょう。
- ・調査・研究等により、絶滅のおそれがある野生生物の生息・生育情報が得られた場合は、その生息・生育地の保護に配慮するとともに、行政等との情報共有を図りましょう。

### 事業者の取組

- ・自社の有する技術を生物多様性の保全や調査研究の効率化・適正化に応用しましょう。

<数値目標>

指標項目	数値目標 (2026 年度)	現状 (2021 年度)
生物多様性地理情報システムへの登録 データ数	33,000 件	28,000 件